

奈良県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	尾山 一郎	生駒市高山町四一二三
〃	上武 猛	〃 〃 九〇一
〃	尾山 高生	〃 〃 四一二一
〃	小北 利裕	〃 〃 五五三九
〃	古川 佳昌	〃 〃 一一〇七七
〃	榮枝 與司憲	〃 〃 八八一
〃	染岡 政明	〃 〃 七八七四
〃	福本 達廣	〃 〃 鹿畑町二四五三
〃	山澤 利嗣	〃 〃 上町二四七七
〃	中畑 信男	〃 〃 北田原町二一三四
監事	影林 則昭	〃 〃 高山町六三二六
〃	山岡 正美	〃 〃 鹿畑町一七九二
〃	北本 隆啓	〃 〃 上町四二八九一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	尾山 一郎	生駒市高山町四一二三
〃	井戸 偉司	〃 〃 一〇一一
〃	尾山 高生	〃 〃 四一二一
〃	小北 利裕	〃 〃 五五三九
〃	古川 佳昌	〃 〃 一一〇七七
〃	中谷 隆一	〃 〃 八六一七
〃	染岡 政明	〃 〃 七八七四
〃	今井 正徳	〃 〃 鹿畑町一六九四
〃	山澤 利嗣	〃 〃 上町二四七七

〃 〃 監事 〃  
福本 久保田 影林 中畑  
正光 康弘 則昭 信男

〃 〃 〃 〃  
鹿畑町一二三四一 上町一四八九 高山町六三二六 北田原町二一三四